医療・社会福祉・保育施設等
物価高騰対策応援金

エネルギー、食料品価格等の物価高騰の長期化により、光熱費等の負担増が継続していることから、県内の医療機関、社会福祉施設、保育施設等を運営する事業者に対し、施設区分、提供するサービス種別等に応じた応援金を支給します。

1 支給概要

申請期間	令和7年4月25日(金)～令和7年9月30日(火)
支給額	施設区分、提供するサービス種別等に応じた金額 ※詳細は裏面をご確認ください。 ※支給は1事業所、施設1回限りです。
対象者	県内に所在する医療機関等、高齢者介護・福祉サービス事業所等、障害福祉サービス事業所等、救護施設、保育施設等を運営する事業者、法人
申請書類	様式第1号　医療・社会福祉・保育施設等物価高騰対策応援金支給申請書
申請方法	申請書類は下記の「申請書提出先」に電子メール、郵送又は持参によりご提出ください。 ※「病院、診療所、助産所、歯科技工所」「薬局」「高齢者介護・福祉サービス事業所等」「障がい児福祉施設」「障がい者福祉施設」はとっとり電子申請サービスによる申請も可能です。詳細は鳥取県HPをご確認ください。https://www.pref.tottori.lg.jp/ouenkin/

2 問合せ・申請書提出先

支給申請書類は下記の対象施設ごとの申請書提出先にご提出ください。

施設区分	問合せ・申請書提出先	電話番号・電子メール
①病院、診療所、助産所、歯科技工所	福祉保健部 健康医療局 医療政策課	電話：0857-26-7182 電子メール：iryouseisaku@pref.tottori.lg.jp
②薬局	福祉保健部 健康医療局 医療・保険課	電話：0857-26-7226 電子メール：iryou-hoken@pref.tottori.lg.jp
③高齢者介護・福祉サービス事業所等	福祉保健部 ささえあい福祉局 長寿社会課	電話：0857-26-7175 電子メール：choujyushakai@pref.tottori.lg.jp
④障がい児福祉施設	子ども家庭部 子ども発達支援課	電話：0857-26-7865 電子メール：kodomoshien@pref.tottori.lg.jp
⑤障がい者福祉施設	福祉保健部 ささえあい福祉局 障がい福祉課	電話：0857-26-7866 電子メール：shougaifukushi@pref.tottori.lg.jp
⑥救護施設	福祉保健部 ささえあい福祉局 孤独・孤立対策課	電話：0857-26-7144 電子メール：kodoku-koritsu@pref.tottori.lg.jp
⑦保育施設等	子ども家庭部 子育て王国課	電話：0857-26-7570 電子メール：kosodate@pref.tottori.lg.jp
⑧児童養護施設等、DV被害者等支援施設	子ども家庭部 家庭支援課	電話：0857-26-7149 電子メール：kateishien@pref.tottori.lg.jp

※郵送、持参の場合の申請書提出先住所
上表の①～⑦：〒680-8570　鳥取市東町一丁目220番地
上表の⑧　　：〒680-0901　鳥取市江津318-1

鳥取県

区分	支給対象者	施設区分・提供するサービス種別等の区分	支給単価
医療機関等	県内に所在する病院、診療所、助産所、歯科技工所、薬局を運営する事業者（法人又は個人）	病院（病床数200床以上） ※保険医療機関に限る。	・1施設当たり 700,000円 ・救急告示医療機関（精神科救急医療施設含む）1施設当たり350,000円を加算 ・一般病床1床当たり60,000円を加算 ・療養病床等（※）1床当たり40,000円を加算
		病院（病床数100床以上200床未満） ※保険医療機関に限る。	・1施設当たり500,000円 ・救急告示医療機関（精神科救急医療施設含む）1施設当たり350,000円を加算 ・一般病床1床当たり45,000円を加算 ・療養病床等（※）1床当たり25,000円を加算
		病院（病床数100床未満） ※保険医療機関に限る。	・1施設当たり350,000円 ・救急告示医療機関（精神科救急医療施設含む）1施設当たり350,000円を加算 ・一般病床1床当たり35,000円を加算 ・療養病床等（※）1床当たり15,000円を加算
		診療所（有床）（病床数1床以上19床以下） ※保険医療機関に限る。	・1施設当たり250,000円 ・一般病床1床当たり25,000円を加算 ・療養病床等（※）1床当たり15,000円を加算
		診療所（無床）、歯科診療所 ※保険医療機関に限る。	・1施設当たり200,000円
		助産所	・1施設当たり70,000円
		歯科技工所	・1施設当たり70,000円
		薬局※保険薬局に限る。	・1施設当たり70,000円
	※療養病床等：療養病床、精神病床、結核病床、感染症病床		
高齢者福祉施設等	県内に所在する高齢者介護・福祉サービス事業所等を運営する法人	【訪問系施設】 訪問介護、訪問型サービス（独自）、訪問型サービス（独自／定率）、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護	令和7年3月のサービス提供実績に基づく以下の区分に応じた額 ＜区分A＞ 単 価：1施設当たり150,000円 該当施設：以下のいずれかに該当する施設 ・令和7年3月のサービス提供実績におけるサービス提供回数が1日あたり41回以上の施設 ・令和7年3月のサービス提供実績のうち、事業所から利用者宅間の片道路程が10km以上の利用者へのサービス提供回数が1日あたり10回以上の施設 ＜区分B＞ 単価：1施設当たり110,000円 該当施設：区分A、区分Cのいずれにも該当しない施設 ＜区分C＞ 単価：1施設当たり70,000円 該当施設：以下の両方に該当する施設 ・令和7年3月のサービス提供実績におけるサービス提供回数が1日あたり20回以下の施設 ・令和7年3月のサービス提供実績のうち、事業所から利用者宅間の片道路程が10km以上の利用者へのサービス提供回数が1日あたり5回以下の施設
		【通所系施設】 通所介護、通所型サービス（独自）、通所型サービス（独自／定率）、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、通所リハビリテーション	・1施設当たり100,000円 ・定員1人当たり5,000円を加算
		福祉用具貸与・販売	・1事業所当たり70,000円
		居宅介護支援事業所	・1施設当たり70,000円
		【多機能型施設】 小規模多機能型居宅介護施設、看護小規模多機能型居宅介護施設	・1施設当たり300,000円
		【入所施設・居住系施設】 介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院　など	・1施設当たり350,000円 ・定員1人当たり20,000円を加算

区分	支給対象者	施設区分・提供するサービス種別等の区分	支給単価
障がい児福祉施設	県内に所在する障害福祉サービス事業所等を運営する法人	【訪問系施設】 居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児相談支援	・1施設当たり70,000円
		【通所系施設】 児童発達支援、放課後等デイサービス、児童発達支援センター	・1施設当たり55,000円 ・定員1人当たり5,000円を加算
		【入所系施設】 障害児入所施設	・1施設当たり350,000円 ・定員1人当たり20,000円を加算
障がい者福祉施設	県内に所在する障害福祉サービス事業所等を運営する法人・補装具事業者	【訪問系サービス】 居宅介護、重度訪問介護 同行援護、行動援護	令和7年3月のサービス提供実績に基づく以下の区分に応じた額 ＜区分A＞ 単価：1施設当たり150,000円 該当施設：以下のいずれかに該当する施設 ・令和7年3月のサービス提供実績におけるサービス提供回数が1日あたり41回以上の施設 ・令和7年3月のサービス提供実績のうち、事業所から利用者宅間の片道路程が10km以上の利用者へのサービス提供回数が1日あたり10回以上の施設 ＜区分B＞ 単価：1施設当たり110,000円 該当施設：区分A、区分Cのいずれにも該当しない施設 ＜区分C＞ 単価：1施設当たり70,000円 該当施設：以下の両方に該当する施設 ・令和7年3月のサービス提供実績におけるサービス提供回数が1日あたり20回以下の施設 ・令和7年3月のサービス提供実績のうち、事業所から利用者宅間の片道路程が10km以上の利用者へのサービス提供回数が1日あたり5回以下の施設
		自立生活援助、就労定着支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援	・1施設当たり70,000円
		生活介護	・1施設当たり140,000円 ・定員1人当たり5,000円を加算
		短期入所	・1施設当たり55,000円 ・定員数と令和7年3月の実利用者数のうち、少ない人数1人当たり5,000円を加算
		自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）	・1施設当たり55,000円 ・定員1人当たり5,000円を加算
		療養介護、共同生活援助、宿泊型自立訓練	・1施設当たり100,000円 ・定員1人当たり7,000円を加算
		施設入所支援	・1施設当たり350,000円 ・定員1人当たり20,000円を加算
		補装具貸与・販売	・1事業所当たり70,000円
救護施設	県内に所在する救護施設を運営する法人	救護施設	・1施設当たり350,000円 ・定員1人当たり20,000円を加算
保育施設等	県内に所在する保育施設等を運営する事業者	【保育施設等】 保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所、届出保育施設 ただし、在園児に係る給食費（食材費含む）又は光熱水費を施設が負担していること。	・児童1人当たり4,230円
		【児童養護施設等（入所施設）】 児童心理治療施設（入所）、児童養護施設、乳児院	・入所児童1人当たり33,000円
		【児童養護施設等（入所施設）】 母子生活支援施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム、里親	・入所児童等1人（世帯）当たり25,000円
		【児童養護施設等（通所施設）】 児童心理治療施設（通所）	・通所児童1人当たり8,000円
		DV被害者等支援施設	・1施設当たり37,000円

詳細は鳥取県HPをご確認ください。
https://www.pref.tottori.lg.jp/ouenkin/

鳥取県　物価高騰対策応援金